

経 済 要 録

国 内

◆金融機関の預貯金等の金利の最高限度およびガイドラインとしての預金細目金利の変更について

日本銀行は6月9日、金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の変更についてⅠのとおり決定するとともに、ガイドラインとしての預金細目金利をⅡのとおり変更することを決定した。

Ⅰ. 金融機関の預貯金等の金利の最高限度ならびに勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度の変更について

(下線部分は今回改定、かっこ内は変更幅)

1. 臨時金利調整法に基づき定めている金融機関の預貯金等の金利の最高限度のうち、期間の定めがある預金の利率および利回りの最高限度ならびに納税準備預金およびその他の預金利率の最高限度を下記(1)のとおり変更し、下記(2)により実施する。

(1) 銀行の預金または貯金の利率および定期積金の利回りの最高限度

期間の定めがある預金（期間3か月以上の定期預金、据置貯金および定期積金をいう。）	年 <u>4.2%</u> (+0.56%)
当座預金	無利息
納税準備預金（納税貯蓄組合預金を含む。）	年 <u>1.13%</u> (+0.12%)
その他の預金	年 <u>0.63%</u> (+0.12%)

ただし、預入期間が1か月以上で預入金額が2千万円以上である定期預金、据置貯金および定期積金、譲渡性預金、外国政府、外国中央銀行および国際機関の非居住者円勘定の預金、貯金および定期積金、特別国際金融取引勘定において経理される預金、貯金および定期積金ならびに外国通貨建ての預金、貯金および定

期積金については適用しない。

(2) 実施日

平成元年6月19日

ただし、平成元年6月18日までに受け入れた預金、貯金および定期積金のうち、期間の定めがあるものについては、当該期間満了までは、なお従前の例による。

2. 臨時金利調整法に基づき定めている勤労者財産形成年金貯蓄および勤労者財産形成住宅貯蓄にかかる金融機関の金利の最高限度を下記(1)および(2)のとおり変更し、下記(3)により実施する。

(1) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条第2項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和57年法律第55号)附則第2条第3項および勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の3第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日以前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項の規定にかかわらず年4.2%(+0.06%)とする。

(2) 金融機関の預金または貯金の利率のうち、勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号に規定する契約(勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律(昭和62年法律第100号)附則第2条第1項の規定により当該契約とみなされるものを含む。)にかかる預金または貯金であって、租税特別措置法第4条の2第1項の規定の適用を受け当該預金または貯金の利子が非課税とされるものおよび同項の規定の適用を受けることができないこととなる事実が生じたことにより当該預金または

貯金の利子が課税されることとなるもので当該事実が生じた日前に預入されたもののうち、期間の定めが2年のもの(期限前払戻しの場合を除く。)にかかる利率の最高限度は、上記1.(1)および金融機関の金利の最高限度に関する件第2項の規定にかかわらず年4.2%(+0.16%)とする。

(3) 実施日

平成元年6月19日

ただし、当該貯蓄にかかる期間の定めが2年の預金または貯金(期限前払戻しの場合を除く。)のうち、平成元年6月18日までに受け入れたものについては、当該預金または貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

II. 平成元年6月19日以降のガイドラインとしての金融機関の預貯金利率および定期積金利回りについて

(下線部分は今回改定、かっこ内は変化幅)

1. 金融機関の預貯金利率および定期積金利回り

(1) 期間の定めがある預金

定期預金

期間3か月のもの	年2.04%以下(+0.28%)
期間6か月のもの	年3.2%以下(+0.56%)
期間1年のもの	年3.95%以下(+0.56%)
期間2年のもの	年4.2%以下(+0.56%)

ただし、

イ、期間2年のものの

1年を経過した日に
行われる中間利払の
利率

年3.2%以下(+0.56%)

ロ、期限前払戻の場合 の預入期間中の利率

(イ) 預入期間が6か
月未満の場合

当該払戻が行われる日の
普通預金の利率以下

(ロ) 預入期間が6か
月以上1年未満の
場合

年2.54%以下(+0.28%)

(ハ) 預入期間が1年
以上1年6か月未
満の場合

年2.95%以下(+0.56%)

(ニ) 預入期間が1年
6か月以上の場合

年3.7%以下(+0.56%)

ハ、期限後利率

(イ) 現払の場合(他
預金への振替えを

当該現払が行われる日の
普通預金の利率以下

含む。)

(ロ) 定期預金または
据置貯金に継続書
替えの場合

継続預入後の定期預金ま
たは据置貯金の当該継続
書替えが行われる日の利
率

据置貯金 定期積金

定期預金の利率に準ずる
年2.28%以下

ただし、期限前払戻の場
合の預入期間中の利回り

当該払戻が行われる日の
普通預金の利率以下

(2) 当座預金

無利息

(3) 納税準備預金(納税貯蓄 組合預金を含む。)

年1.13%以下(+0.12%)

ただし、納税目的以外の
事由により払出のあった
場合の、その払出の属す
る利息計算期間中の利率

普通預金の利率以下

(4) その他の預金

普通預金および普通貯金
通知預金

年0.38%以下(+0.12%)
年0.63%以下(+0.12%)

ただし、据置期間中に払
戻のあった場合の預入期
間中の利率

当該払戻が行われる日の
普通預金の利率以下

別段預金およびその他の
雑預金

年0.38%以下(+0.12%)

2. 信用金庫等の特例

信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会および水産業協同組合の預貯金等の最高金利で、金融機関の金利の最高限度に関する件(昭和23年1月大蔵省告示第4号)第2項により銀行の預貯金等の最高金利より高い金利を適用することができるものについては、さしあたり上記1.の利率および利回りに、定期預金、据置貯金および定期積金については年0.1%、納税準備預金、普通預金、普通貯金、通知預金、別段預金およびその他の雑預金については年0.25%を加えたものとする。

3. 金融機関相互間の特例

金融機関相互間の定期預金の利率は、上記1.にかかわらず、期間3か月以上6か月未満のものについては年2.54%以下(+0.28%)、期間6か月以上のものについては年3.45%以下(+0.56%)とする。

4. 経過措置

定期預金および据置貯金のうち、平成元年6月18日までに受入れたものについては、上記1.、2.および3.にか

かわらず、当該預金および貯金にかかる期間満了までは、なお従前の例による。

◆金融機関の一般貸付債権の流動化について

金融制度調査会・金融制度第2委員会は、6月6日、同作業部会の「金融機関の一般貸付債権の流動化について」と題する報告書を了承した。

同報告書のうち、「金融機関取引を前提とした場合に考えられる具体的なスキーム」と題する部分の内容は以下のとおり。

1. 指名債権譲渡方式による個別相対取引

一般貸付債権の内容が、信用力、貸付条件、担保等の面で多様であり個別性が強いこと、また、取引当事者が金融機関に限定されることを考慮し、その流動化は、民法上の指名債権譲渡による個別相対取引として行うこととする。

また、原則として売切りとし、売却金融機関は譲受金融機関に対し、譲渡債権にかかる支払保証義務および買戻義務は負わない。

(注) なお、手形貸付の場合には、手形債権も併せて譲受金融機関に譲渡するものとする。

2. 転売不可

法律関係の安定性を確保するとともに、金融秩序の混乱を回避するため、転売不可とする。なお、米英においても、同様の趣旨から、基本的には転々流通させないこととしている。

ただし、譲渡された貸付債権について、売却金融機関が譲受金融機関から買戻しを行うことを妨げない。

3. 債務者の承諾

金融機関の一般貸付債権については、債務者と金融機関との関係が多様であり、債務者保護を図るとともに法律関係の安定性を確保するため、いずれにしても債権譲渡について債務者の承諾を得ておくことが必要と思われる。

その具体的な方法としては、当初の貸付契約締結時点で債務者から包括的な承諾を得ておくという方法によって考えられるが、一般貸付債権が流動化されることについて債務者になじみが薄いという状況もあり、流動化が定着するまでの間、長期の貸付債権については債権譲渡に際して債務者の承諾等を得ることが適当であると思われる。

4. 事務委任等

債権譲渡に当たっては、売却金融機関は譲受金融機関

から債権回収、担保管理等についての事務委任を受けることを原則とし、事務委任を受けた売却金融機関は、引続き原契約書類等を保管して債務者との間でこれらの事務を処理する。なお、この場合、売却金融機関は譲受金融機関に対し、債権譲渡の証拠となる証書を発行する。

5. 対象債権の範囲

対象債権の範囲については、一般貸付債権の流動化が我が国の金融制度等と種々関係するほか、債権の信用力に差異があり投資家保護に十分留意する必要がある等の観点から、慎重に考える必要があるが、現状では、次のような取扱いをすることが適切であると考えられる。

(1) 投資家保護を図る観点からは、投資家たる金融機関が債務者の信用力を判断するために必要な信用情報を得る方法が確保されていることが不可欠である。したがって、とくに法律上ディスクロージャーが求められていない非上場企業等に対する貸付債権の譲渡にあたっては、売却金融機関が得ている信用情報を秘密保持等債務者保護に留意しつつ投資家に提供するための具体的方法について、米国における例も参考としつつ、契約書上統一的な手当てを行う前提でこれを認めることが適当と考えられる。

(2) また、法律関係の安定化を図る観点から、担保付貸付債権が譲渡される場合の担保の随伴性の問題についても、本スキームの実施に際し、必要な点を契約書上織り込む等の具体的方策を講じておくことが必要と考えられる。

(3) なお、以上により、流動化が金融機関相互の個別相対取引として、かつ、転売不可という条件のもとで実施されることを前提とすれば、対象債権の期間については、特段の制限を加えないものとする。

6. 最低譲渡金額

1億円以上とする。

7. 譲渡価額等

譲渡価額および事務委任手数料は当事者間で自由に決定する。したがって、投資家たる金融機関の実質利回りは、自由に決定されることになる。

8. 取引に参加できる金融機関の範囲

売却者、購入者とも銀行その他の金融機関とする。

◆金融機関に対する証券先物取引取次業務の認可について

大蔵省は、5月31日、82の金融機関に対して証券先物取引取次業務(証券取引法第2条第8項第2号)の認可を

行った(6月5日から業務開始)。

なお、業態別の認可金融機関数は以下のとおり。

- ・都市銀行…13 ・信用金庫…6
- ・長期信用銀行…3 ・外国銀行…4
- ・信託銀行…7 ・農林中央金庫…1
- ・地方銀行…38 ・商工組合中央金庫…1
- ・第二地銀協加盟行…8 ・全国信用金庫連合会…1

◇証券取引審議会基本問題研究会の「金融の証券化に対応した資本市場の在り方について」と題する中間報告について

証券取引審議会の基本問題研究会(蛭山昌一座長)は、昭和63年9月以来、金融の証券化を巡る諸問題について審議を行ってきたが、5月19日、金融の証券化に関する主要な論点を整理するとともに、それぞれの論点に関する基本的な考え方を述べた、「金融の証券化に対応した資本市場の在り方について」と題する中間報告書を取りまとめ、5月31日、同総会において報告を行った。

同報告書の構成は以下のとおり。

第1章 金融の証券化の現状とその背景

- 第1節 欧米における現状
- 第2節 我が国における現状
- 第3節 金融の証券化の背景

第2章 金融の証券化の展望

- (1) 資金調達者のニーズ
- (2) 投資家のニーズ
- (3) 金融技術の動向

第3章 金融の証券化への対応

- 第1節 市場整備の必要性
- 第2節 資本市場等における諸制度・諸慣行について
の見直しの必要性

第4章 金融の証券化に伴う問題点

- 第1節 総論
- 第2節 ディスクロージャー制度
- 第3節 取引の公正確保のための規制
- 第4節 市場取引ルール
- 第5節 取扱業者の範囲
- 第6節 資本市場における諸問題
 - 第1款 格付
 - 第2款 社債の発行限度規制
 - 第3款 商品性の制約
 - 第4款 受託制度
- 第7節 その他の諸問題

- 第1款 信託制度等との関連
- 第2款 証券投資信託との関連
- 第3款 出資法との関連
- 第4款 税制との関連

第5章 制度の整備に関する基本的考え方

第1節 証券化関連商品についての望ましい法的枠組み

- 第1款 一般的な法的枠組みの整備の必要性
- 第2款 法的整備の在り方
- 第3款 私募証券の規制の在り方との関連

第2節 関連制度等についての見直しの必要性

結 び

◇貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引上げについて

- (1) 信託銀行7行は、2年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引上げ、6月21日以降募集分から実施した(6月9日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 2年ものもの	4.40	3.84

- (2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間1年以上および2年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引上げ、6月19日以降受託分から実施した(6月9日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 1年以上のもの	3.95	3.39
契約期間 2年以上のもの	4.25	3.69

◇郵便貯金利率の変更について

政府は6月13日、郵便貯金利率を以下のとおり変更し、6月19日から実施することを閣議決定した(「郵便貯金法施行令の一部を改正する政令」は6月16日付で公布)。

郵便貯金利率

(単位・年%)

	変更後	変更前
通常郵便貯金	1.80	1.68
積立郵便貯金		
1年	据置き	2.52
2年		2.64
3年		2.76
定額郵便貯金		
6か月以上1年未満	2.54	2.26
1年以上1年6か月未満	2.95	2.39
1年6か月以上2年未満	3.70	3.14
2年以上2年6か月未満	4.05	3.49
2年6か月以上3年未満	4.10	3.54
3年以上	4.20	3.64
定期郵便貯金		
6か月	3.20	2.64
1年	3.95	3.39
住宅積立郵便貯金		
〔住宅金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
3年	据置き	4.20
4年		4.44
5年		4.68
〔住宅金融公庫等から貸付を受けない場合〕		
3年	据置き	3.12
4年		3.36
5年		3.60
進学積立郵便貯金		
〔国民金融公庫等から貸付を受けた場合〕		
2年以下	据置き	2.28
2年1か月以上		2.52
〔国民金融公庫等から貸付を受けなかった場合〕		
2年未満	据置き	2.52
2年		2.64
2年1か月以上		2.76

◇新短期プライムレートの引上げについて

三菱銀行は、新短期プライムレートを次のとおり引上げ、6月19日から実施した(6月12日発表)。

なお、他の都市銀行、長期信用銀行3行、信託銀行7行も、6月21日までに、同様の引上げを実施した。

新短期プライムレート

(単位・年%)

	変更後	変更前
新短期プライムレート	4.875	4.25

◇割引金融債の発行条件改定

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、割引金融債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した(5月22日決定)。

なお、割引金融債の応募者利回りは、従来、1年物定期預金金利と連動させる慣例となっていたが、この6月債から、市場金利連動型に変更された。

	変更後	変更前
割引率(%)	4.02	3.70
発行価格(円)	95.96	96.28
応募者利回(%)	4.210	3.863
〈同税引後(%)〉	3.434	3.156

◇長期国債等の発行条件改定

政府は、長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した(長期国債は6月2日、政府保証債は6月5日、公募地方債は6月8日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	4.9	4.8
	発行価格(円)	98.75	99.75
	応募者利回(%)	5.088	4.837
政府保証債	表面利率(%)	4.9	4.8
	発行価格(円)	98.75	98.50
	応募者利回(%)	5.088	5.025
公募地方債	表面利率(%)	5.0	4.8
	発行価格(円)	99.75	98.25
	応募者利回(%)	5.037	5.063

◆事業債の発行条件改定

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し
5月債から実施した(5月11日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	4.9	4.9
	発行価格(円)	99.20	99.80
	応募者利回(%)	5.006	4.926

◆政府短期証券割引歩合の引上げについて

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引上
げ、6月12日発行分から実施した(6月8日発表)。

政府短期証券割引歩合(60日もの)

(単位・年%)

		変更後	変更前
割	引	3.125	2.375
歩	合		
応	募	3.141	2.384
者	利		
回	回		